

第43期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月20日（金曜日）午前10時

場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和
3階（プラチナルーム）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株式会社 **パッファロー**

証券コード 3352



株主の皆様へ

全社一丸となり「中期経営計画2024」を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、創業時から「みんなで良くなる、何でも話し合い、はだかの付き合いをしよう」という社是のもと、従業員はもとより、株主様、お客様、お取引先様を始め、当社をとりまく全てのステークホルダーとのコミュニケーションを大切にしつつ、お互いの利益を享受し、共に繁栄していくことを経営理念に掲げ、日々努力を行っております。

日本経済を取り巻く環境は、米国トランプ政権による相互関税政策のもと各国が経済戦略の再構築を迫られており国内経済においても輸出を起点とした企業収益・労働需要の悪化から設備投資や個人消費への波及が懸念され、先行きの不透明感は一層強くなっております。

このような状況のもとで当社は「中期経営計画2024」のもと持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、全社一丸となり当計画を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも相変わらぬご支援・ご愛顧を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



代表取締役 社長執行役員 **坂本 裕二**

証券コード 3352
2025年6月5日

株 主 各 位

埼玉県川口市本町四丁目1番8号
株式会社バッファロー
代表取締役 坂本 裕二

第43期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第43期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<p>【当社ウェブサイト】 https://www.buffalo.co.jp/library/ （上記ウェブサイトにアクセスいただき、「2025年3月期」を選択して、「株主総会関連資料」欄よりご確認ください。）</p>	
<p>【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】 https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show （上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「バッファロー」又は「コード」に当社証券コード「3352」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）</p>	

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月19日（木曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月20日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所	埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号 ロイヤルパインズホテル浦和 3階（プラチナルーム） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第43期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第43期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	<ol style="list-style-type: none"> (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いませんので、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 会社法改正により、電子提供措置事項について上記の各ウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
 - なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎ 今後、株主総会の運営に関して株主様にご案内すべき事項が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.buffalo.co.jp>）においてお知らせいたします。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出産業を中心とした好調な企業業績と訪日外国人の増加による旺盛なインバウンド消費を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で国内個人消費につきましては、雇用・所得環境の改善による持ち直しが一部で見られたものの、円安の進行による生活必需品の価格上昇が購買力を押し下げる形となり、本格的な消費拡大には至っていない状況にあります。また、米国の関税政策が世界貿易に及ぼす影響に対する懸念から株式市場・為替市場の動向は不安定なものとなっており、今後の経済情勢は不透明感を高めております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、2024年5月9日に公表いたしました「中期経営計画2024」のもと、厳しさを増し急速に変化し続ける経営環境を乗り越えるための経営基盤の確立と更なる企業成長を目指すとともに、生活インフラである車関連事業及び外食事業を通じ地域社会に寄与すべく営業活動を行ってまいりました。

当社グループのセグメントごとの業績は、次のとおりであります。

<オートバックス事業>

当連結会計年度末におけるオートバックス事業の店舗数は、15店舗であります。当連結会計年度中における店舗の新設及び廃止はございません。

オートバックス事業が属する国内カー用品市場の環境につきましては、新車販売台数が前期の水準を上回るなど底堅く推移しました。長期連休となった年末年始をはじめ自動車での外出需要が増加したことにより、タイヤ・オイル・バッテリーを中心に消耗品の販売が伸長しております。

このような環境の中で当社グループは、「クルマのことならオートバックス」の実践を通じ、お客様に安全と安心を提供し続けるべく、顧客満足度向上のための接遇・接客力の強化、技術力を備えた専門スタッフの育成に取り組んでおります。販売施策といたしましては、「安心と信頼のオートバックス車検」による車検・整備の顧客数拡大を図るとともに、中期的な重点分野と位置付けるボディコーティングやヘッドライトコーティングメニュー

一等、車の「美観」に関わるピットサービスメニューの業容拡大を推し進めてまいりました。タイヤ販売につきましては、競合店及びネット販売に負けない「安さと豊富な品揃え」により、リアル店舗の魅力を最大限に生かす売場展開と、低価格帯商品の品揃えと販売強化に注力した結果、販売数量・金額実績とも前期比で上回ることとなりました。またオイル・バッテリー部門も、Web予約システムによるオイル交換の即日作業予約などにより受け入れ態勢の強化が進み、オイル・バッテリーとも売上が増加しております。一方、車販売部門につきましては、個人向け販売が増加したものの、オークション市場における売上台数が前期を下回り、減収となりました。

これらの取り組みにより、オートバックス事業の売上高は11,037,083千円（前期比4.4%増）となりました。

なお、当社が加盟するFCのチェン本部である株式会社オートバックスセブンにおいて、オートバックスフランチャイズチェンパッケージ等の変更が行われ、2024年4月1日からFCチェン本部からFC加盟店舗への卸売価格を引き下げると共に、小売に付随するロイヤリティ料率の引き上げが行われております。本変更により、当連結会計年度において、売上原価の減少にともなう売上総利益と、ロイヤリティ料率引き上げにより販売費及び一般管理費が、従来水準から増加しております。

<飲食事業>

飲食事業が属する外食業界は、インバウンド需要等を取り込みつつ景況は改善傾向にあるものの、米価格をはじめとした原材料費の高騰により価格改定などの対応を要する状況にあり、また、慢性化する人手不足問題への対応も重要な課題となっております。

当社グループは、子会社である「株式会社バッファローフードサービス」において、焼肉ライクのフランチャイジーとして運営を行ってきた『焼肉ライク』とともに、イタリアンレストラン『P I S O L A』をチェン展開する株式会社ピソラと新たにフランチャイズ契約を締結し、2024年4月4日に1号店となる「P I S O L A三郷店」、2024年9月1日に「P I S O L A成田店」、2025年2月1日に「P I S O L A横須賀三春店」をオープンいたしました。これにより、当連結会計年度末における飲食事業の店舗数は、『P I S O L A』3店舗、『焼肉ライク』6店舗の計9店舗となりました。

『P I S O L A』は、「南国（島）のリゾートホテルのダイニング」を空間コンセプトに、食事をするだけでなく「大切なひとと記憶に残るひととき」をお過ごしいただける癒しの空間を創出し「今までのファミレスにはなかった価値」の提供を志向しており、「焼肉のファストフード」をコンセプトとして展開している『焼肉ライク』とともに、新たな客層

の獲得に取り組んでまいりる所存であります。

当社グループといたしましては、新たに営業を開始した『P I S O L A』業態店舗の周辺地域への認知度向上を図るとともに、既存店舗につきましては、特定技能外国人の受け入れをはじめとした効率的な人員の配置、食材管理の徹底によるロスの削減等により、収益体質の改善を推し進めてまいります。

これらの取り組みにより、飲食事業の売上高は1,148,571千円（前期比77.0%増）となりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高12,185,655千円（前期比8.6%増）、営業利益512,737千円（同24.1%増）、経常利益544,420千円（同18.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益343,880千円（同199.1%増）となりました。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第42期 (2024年3月期)		第43期 (2025年3月期) (当連結会計年度)		対前期 増減率 (%)
	金額 (千円)	構成比(%)	金額 (千円)	構成比(%)	
オートボックス事業	10,567,740	94.2	11,037,083	90.6	4.4
飲食事業	649,063	5.8	1,148,571	9.4	77.0
合計	11,216,804	100.0	12,185,655	100.0	8.6

・品目別売上高の状況

品目の名称	第42期 (2024年3月期)		第43期 (2025年3月期) (当連結会計年度)		対前期 増減率 (%)
	金額 (千円)	構成比(%)	金額 (千円)	構成比(%)	
ピット・サービス工賃	3,274,912	29.2	3,454,514	28.3	5.5
タイヤ・ホイール	2,636,611	23.5	2,937,776	24.1	11.4
アクセサリ・メンテナンス用品	1,725,079	15.4	1,756,240	14.4	1.8
飲食	649,063	5.8	1,148,571	9.4	77.0
オイル・バッテリー	1,044,461	9.3	1,131,274	9.3	8.3
カーエレクトロニクス	907,485	8.1	851,008	7.0	△6.2
車販売	912,340	8.1	845,781	6.9	△7.3
その他	66,849	0.6	60,488	0.5	△9.5
合計	11,216,804	100.0	12,185,655	100.0	8.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は589,549千円であり、その主な内容は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

<オートバックス事業>

オートバックス事業における主な設備投資は、オートバックス練馬店16,330千円（店内装備）、オートバックス環七板橋店14,523千円（店内装備）等であります。

<飲食事業>

飲食事業における主な設備投資は、P I S O L A成田店181,814千円（店内装備及び保証金）、P I S O L A横須賀三春店194,531千円（店内装備及び保証金）の新規出店によるものであります。また、翌連結会計年度に出店を予定する店舗の保証金及び建設仮勘定として、112,745千円を計上しております。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より借入金の調達を行いました。借入金の調達及び返済により、短期借入金264,710千円、1年内返済予定の長期借入金69,588千円及び長期借入金240,150千円が増加しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 40 期 (2022年3月期)	第 41 期 (2023年3月期)	第 42 期 (2024年3月期)	第 43 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	10,000,866	10,795,636	11,216,804	12,185,655
経 常 利 益 (千円)	573,894	564,616	459,607	544,420
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	351,617	325,116	114,988	343,880
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	154.68	141.57	49.07	146.74
総 資 産 (千円)	7,761,891	8,237,660	8,493,250	9,108,552
純 資 産 (千円)	5,685,156	5,996,229	5,994,210	6,197,387
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	2,500.93	2,558.74	2,557.88	2,644.58

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
(株)バッファローフードサービス	90,000千円	100.0%	飲食店の運営

③ その他の重要な企業結合の状況

(株)オートバックスセブンは当社の議決権の21.4%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、更なる成長戦略を推進していくことを目的に2025年3月期を初年度とする5ヶ年計画「中期経営計画2024」を策定しております。持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、全役職員一丸となり当計画を推進してまいりますので、皆様におかれましては、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 「中期経営計画2024」の基本方針

「クルマのことならオートバックス」の実践を通じ、オートバックスFCチェーン屈指の接客・接客力とピットサービスの技術力を土台とする地域ナンバーワン店となり、お客様に安全と安心を提供し続け、オートバックス事業の更なる業容拡大と発展を目指します。

また新たな企業価値を生み出すべく、外食チェーン店による飲食事業を本格化させ、オートバックス事業とともに確固たる経営の柱へと構築し、より厳しさを増し急速に変化し続ける経営環境を乗り越えるための経営基盤を、企業グループとして確立することにより、業績の向上と更なる企業成長を目指してまいります。

2. 経営目標と目標達成のための重点施策

(1) 経営目標 (2029年3月期)

	2024年3月期 実績	2029年3月期 目標	増減率
連結売上高	11,216	16,300	45.3%増
連結経常利益	459	1,000	117.6%増

(2) 事業戦略

【オートバックス事業】

<商品戦略>

① ピットサービス

- ・「安心と信頼のオートバックス車検」による車検・整備の顧客数拡大
- ・当社オリジナル商品「クイック・エコリペア」等による板金・塗装サービスの顧客数拡大
- ・車の「美観」に関わる各種ピットサービスメニューの拡販

② タイヤ販売

- ・競合店及びネット販売に負けない「安さと豊富な品揃え」により、リアル店舗の魅力を最大限に生かす売場展開
- ・低価格帯商品の品揃えと販売強化
- ・Web予約システムやデジタル販促、タブレットの活用による接客販売等、販売効率の向上

③ 自動車（中古車・新車）販売

- ・買取査定システムの活用による買取査定件数向上
- ・車検見積り、12ヶ月点検時での買取査定推進
- ・安心と信頼に基づくブランド訴求

<マーケティング戦略>

- ① オートバックス・チェングループ内、接遇優秀法人としての強みを更に進化させ、リアル店舗の利便性、快適性を追求
- ② オートバックス会員アプリとLINEアプリの活用による販促施策の推進と会員数の拡大

(3) 出店戦略

前中期経営計画において未達となった出店計画を当中期経営計画に持ち越し、2029年3月期までに5店舗の出店を計画し、20店舗体制によるオートバックス事業の展開を目指す。

(4) 人材戦略

① 「フレンドリー」で「プロフェッショナル」な人材の育成

- ・オートバックスカスタマーボイス・プログラム等、接客・接遇に関する教育への継続的な取組みにより接遇力向上を社風化
- ・高度化する車検・整備に対する知識と技術を備えた専門スタッフの育成

② 接遇を社風化するための従業員のモチベーション向上

- ・働きがいのある、いきいきとした明るい職場への整備

③ 国内及び海外からの人材確保

- ・新規出店およびピットサービス部門の更なる業容拡大に向けた優秀且つ安定的な人材の確保

【飲食事業】

当社は2019年に100%子会社「(株)バッファローフードサービス」を立ち上げ、飲食事業を新たな事業領域とし、(株)焼肉ライクのフランチャイジーとして『焼肉ライク』の店舗運営を開始し、外食店ビジネスに関するノウハウを高めてまいりました。またイタリアンレストラン『P I S O L A』をフランチャイズチェーン展開する(株)ピソラ（本社：滋賀県草津市／代表取締役：鬼界友則）と新たにフランチャイズ契約を締結し、2024年4月4日、1号店となる『P I S O L A三郷店』をオープンいたしました。飲食事業店舗は現在（2025年3月末時点）、『焼肉ライク』と合わせ、9店舗となりましたが、『P I S O L A』のスタートとともに外食チェーン店による飲食事業の活動をより本格化し、新たな事業の柱を確立させるべく、当中期経営計画において事業計画に織り込み推進してまいります。

3. 資本コストや株価を意識した経営の実践

当社の資本収益性はROEが資本コストを下回る水準であるものの、平均的には5～6%で安定的に推移しております。一方の市場評価の面では、中期的に株価は上昇傾向にあるものの、PBRが1倍を下回る常況となっております。

当社は創業からオートバックス事業を営み、店舗の出店地域に根差した事業運営と独立採算を志向し、地域のお客様やお取引企業様を始めとする皆さまと共に歩みを進めてまいりました。今後もこの思いは変わることはありませんが、当社が持続的な成長を継続していくためには、オートバックス事業への取り組みにとどまらず、新たな事業を育成していくことも当社の課題であるものと考えており、当「中期経営計画2024」におきまして、成長投資として、オートバックス店舗の出店推進とともに、新たな事業の柱を構築すべく、イタリアンレストラン「P I S O L A」出店による飲食事業の確立に取り組む方針です。

株主還元につきましては、安定配当の継続を基本方針としつつも、事業の成長に応じた還元を行ってまいりたいと考えており、オートバックス事業および飲食事業の今後の出店資金につきましては、まずは内部留保資金を活用し、状況に応じて有利子負債等を有効活用してまいります。

■ その他の対処すべき課題

内部統制につきましては、ステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、企業倫理の重要性を認識し、経営の健全性、経営の意思決定と業務執行の透明性・公正性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実及び法令遵守の徹底に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
オートバックス事業	自動車用品・部品・自動車の販売、用品部品の取り付け及び自動車の整備・車検業務・自動車保険サービス（代理店業務）
飲食事業	飲食店の運営

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

- ①当社 埼玉県川口市本町四丁目1番8号
- ②主要な子会社
 (株)バッファローフードサービス 埼玉県川口市本町四丁目1番8号

③営業店舗

事業区分	店舗数	店 舗 名
オートバックス事業	15店舗	オートバックス川口店 (埼玉県川口市) オートバックス東浦和店 (埼玉県さいたま市緑区) オートバックス北浦和店 (埼玉県さいたま市桜区) スーパーオートバックスTODA (埼玉県戸田市) オートバックス桶川店 (埼玉県桶川市) オートバックス坂戸店 (埼玉県坂戸市) オートバックス254朝霞店 (埼玉県朝霞市) スーパーオートバックス大宮バイパス (埼玉県さいたま市西区) オートバックス岩槻加倉店 (埼玉県さいたま市岩槻区) オートバックス入間店 (埼玉県入間市) オートバックス狭山店 (埼玉県狭山市) オートバックス川越店 (埼玉県川越市) オートバックス環七板橋店 (東京都板橋区) スーパーオートバックス環七王子神谷 (東京都北区) オートバックス練馬店 (東京都練馬区)

事業区分	店舗数	店 舗 名
飲 食 事 業	9店舗	焼肉ライク大宮西口店 (埼玉県さいたま市大宮区) 焼肉ライク大宮東口店 (埼玉県さいたま市大宮区) 焼肉ライク川越クレアモール店 (埼玉県川越市) 焼肉ライク川口駅東口店 (埼玉県川口市) 焼肉ライク南池袋店 (東京都豊島区) 焼肉ライクekie広島店 (広島県広島市南区) P I S O L A三郷店 (埼玉県三郷市) P I S O L A成田店 (千葉県成田市) P I S O L A横須賀三春店 (神奈川県横須賀市)

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
オ ー ト バ ッ ク ス 事 業	219(254) 名	2名減(10名増)
飲 食 事 業	66(183) 名	38名増(75名増)
全 社 (共 通)	12(2) 名	- (-)
合 計	297(439) 名	36名増(85名増)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 飲食事業における使用人数の増加は、主に新規出店に伴う期中採用によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
231(256) 名	2名減(10名増)	40.1歳	13.1年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
(株) 三 井 住 友 銀 行	589,148千円

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 6,800,000株
(2) 発行済株式の総数 2,345,874株
(3) 株主数 2,382名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) オートバックスセブン	498,800株	21.29%
増 田 清 高	259,900	11.09
坂 本 裕 二	230,463	9.83
牛 田 恵 美 子	174,300	7.44
バッファロー従業員持株会	99,202	4.23
吉 田 和 夫	54,200	2.31
大 野 直 樹	32,000	1.37
(株) カーメイ ト	23,500	1.00
(株) ソフト99コーポレーション	23,500	1.00
日本モビリティサービス(株)	23,500	1.00

(注) 持株比率は自己株式 (2,444株) を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	坂本裕二	社長執行役員 営業本部長
取締役	牧野博章	常務執行役員 営業副本部長
取締役	日下部直喜	常務執行役員 管理本部長
取締役（監査等委員）	藤田俊介	
取締役（監査等委員）	井手秀博	
取締役（監査等委員）	山口乾	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）井手秀博氏及び山口乾氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）藤田俊介氏は、兼松エレクトロニクス㈱の取締役経理部長、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）井手秀博氏は、㈱オートボックスセブンの取締役経理部長、取締役常務執行役員、常勤監査役を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役（監査等委員）山口乾氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を設置しておりません。
4. 当社は、取締役（監査等委員）山口乾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の会社法上の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を次のとおり決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、基本報酬及び株式報酬から構成する。

基本報酬は、株主総会で決議された上限額の範囲内において、各取締役が担う役割・責務に応じて決定し、毎月現金で支給する。株式報酬は、経営方針の遂行、業績向上へのインセンティブ及び株主との価値共有の促進を目的に、毎年1回業績を勘案のうえ支給を決定する。なお、報酬の構成割合は、同業他社の報酬構成割合を参考に決定する。

個人別の基本報酬等の内容についての決定は、各取締役の目標管理及び達成状況の認識、職務遂行状況の熟知を考慮し、代表取締役に委任する。なお、人事を担当する取締役が報酬原案を作成する等、委任された権限が適切に行使されるための措置を講じるものとする。

株式報酬は、基準額に基づき支給する。

監査等委員である取締役の報酬等は、独立した立場から客観的な経営助言と監査を行うため、株主総会で決議された上限額の範囲内において、監査等委員の協議により、役割・責務に応じて個人別の基本報酬等を決定し、毎月現金で支給するものとする。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該方針と整合していることや、委任された権限が代表取締役によって適切に行使されるために人事担当の取締役等が関与する等の措置が講じられていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	98,400 (-)	98,400 (-)	- (-)	3 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,200 (5,400)	10,200 (5,400)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	108,600 (5,400)	108,600 (5,400)	- (-)	6 (2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の種類別の総額のうち、非金銭報酬等は、交付済み株式報酬に係る費用計上額であります。また、非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
3. 取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬限度額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額135,000千円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は5名であります。また、基本報酬とは別枠で2017年6月23日開催の第35期定時株主総会において、取締役 (監査等委員を除く) に対する株式報酬額として年額20,000千円以内、株式数の上限を年10,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は5名であります。
4. 取締役 (監査等委員) の基本報酬限度額は、2016年6月17日開催の第34期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名であります。
5. 取締役会は、代表取締役 坂本裕二に対し、各取締役 (監査等委員を除く) の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の評価を行うには、目標管理及び達成状況の認識、職務遂行状況を熟知した代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された権限が適切に行使されるため、人事を担当する取締役等が報酬に関する原案を作成しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
井 手 秀 博	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会では、カー用品業界に対する幅広い見識から、店舗運営に関して積極的に意見を述べており、また、経営全般について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行って監査機能を果たしております。</p>
山 口 乾	社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。取締役会では、企業人として培われた豊富な知識と幅広い見識に基づき、リスク管理・コーポレート・ガバナンスに関して積極的に意見を述べており、また、経営全般について監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>当事業年度に開催された監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、客観的・中立的な立場から適宜、必要な発言を行って監査機能を果たしております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|---|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25,000千円 |
| ② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策と位置付け、これまでも安定配当を主眼に置いた配当政策を実施してまいりました。今後も、中期経営計画に基づく成長戦略と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としつつ、将来を見据えた設備投資や財務状態、中長期の利益水準等を総合的に勘案し、成長に応じた配当を実施してまいります。

なお、内部留保金につきましては、経営基盤の強化並びに成長事業・新規事業等への積極投資に活用し、企業価値の向上に努めていく所存であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき30円とさせていただきます。中間配当金1株当たり30円とあわせまして、年間配当金は1株当たり60円となります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,671,121	流 動 負 債	1,771,337
現金及び預金	3,382,704	買掛金	423,030
売掛金	730,513	短期借入金	279,410
商品	1,127,968	一年内返済予定長期借入金	69,588
原材料	9,244	リース債務	25,373
その他	420,689	未払法人税等	105,848
固 定 資 産	3,437,431	賞与引当金	157,886
有 形 固 定 資 産	2,268,649	その他	710,200
建物及び構築物	1,140,445	固 定 負 債	1,139,828
機械装置及び運搬具	103,508	長期借入金	240,150
土地	686,694	リース債務	61,119
建設仮勘定	83,545	退職給付に係る負債	637,555
リース資産	77,424	資産除去債務	125,121
その他	177,030	その他	75,882
無 形 固 定 資 産	6,562	負 債 合 計	2,911,165
投 資 其 他 の 資 産	1,162,218	純 資 産 の 部	
関係会社株式	17,263	株 主 資 本	6,197,402
繰延税金資産	463,506	資本金	653,084
差入保証金	617,853	資本剰余金	627,597
その他	83,380	利益剰余金	4,916,837
貸倒引当金	△19,785	自己株式	△117
資 産 合 計	9,108,552	その他の包括利益累計額	△14
		その他有価証券評価差額金	△14
		純 資 産 合 計	6,197,387
		負 債 純 資 産 合 計	9,108,552

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
 (2024年4月1日から
 2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	12,185,655
売上原価	5,818,505
売上総利益	6,367,149
販売費及び一般管理費	5,854,412
営業利益	512,737
営業外収益	58,716
受取利息及び配当金	10,014
受取手数料	8,374
受取協賛金等	7,902
受取保険金	7,855
廃バッテリー売却益	7,632
その他	16,938
営業外費用	27,033
支払利息	12,531
貸倒引当金繰入額	5,866
固定資産除却損	5,974
その他	2,662
経常利益	544,420
税金等調整前当期純利益	544,420
法人税、住民税及び事業税	181,920
法人税等調整額	18,619
当期純利益	343,880
親会社株主に帰属する当期純利益	343,880

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,500,636	流 動 負 債	1,264,147
現金及び預金	3,296,681	買掛金	363,402
売掛金	672,558	リース債務	23,091
商品	1,127,968	未払金	179,039
前払費用	143,302	未払費用	79,488
未収入金	251,833	未払法人税等	103,859
その他	8,292	前受金	105,087
固 定 資 産	2,750,950	預り金	19,509
有 形 固 定 資 産	1,730,325	前受収益	154,898
建築物	697,388	賞与引当金	157,886
構築物	114,263	その他の	77,883
機械及び装置	93,035	固 定 負 債	785,325
車両運搬具	10,473	リース債務	46,398
工具、器具及び備品	68,089	退職給付引当金	637,555
土地	686,694	資産除去債務	91,306
リース資産	60,380	その他の	10,065
無 形 固 定 資 産	6,562	負 債 合 計	2,049,472
その他	6,562	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,014,062	株 主 資 本	6,202,128
関係会社株式	17,263	資 本 金	653,084
関係会社長期貸付金	400,000	資 本 剰 余 金	627,597
長期前払費用	31,643	資 本 準 備 金	627,597
繰延税金資産	463,506	利 益 剰 余 金	4,921,564
差入保証金	500,162	利 益 準 備 金	35,575
その他	15,405	その他利益剰余金	4,885,989
貸倒引当金	△413,919	別 途 積 立 金	3,800,000
資 産 合 計	8,251,586	繰 越 利 益 剰 余 金	1,085,989
		自 己 株 式	△117
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△14
		その他有価証券評価差額金	△14
		純 資 産 合 計	6,202,113
		負 債 純 資 産 合 計	8,251,586

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,037,083
売上原価	5,409,864
売上総利益	5,627,219
販売費及び一般管理費	5,010,270
営業利益	616,948
営業外収益	59,156
受取利息及び配当金	12,919
受取手数料	8,878
受取協賛金等	7,902
受取保険金	7,855
廃棄物売却益	7,632
その他	13,968
営業外費用	9,649
支払利息	6,878
その他	2,771
経常利益	666,455
特別利益	30,647
債務保証損失引当金戻入益	14,700
関係会社事業損失引当金戻入益	15,947
特別損失	150,000
貸倒引当金繰入額	150,000
税引前当期純利益	547,103
法人税、住民税及び事業税	179,876
法人税等調整額	18,619
当期純利益	348,606

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 バッファロー
取締役会 御中有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 京嶋 清兵衛
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 池田 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バッファローの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バッファロー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

株式会社 バッファロー
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バッファローの2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社バッファロー 監査等委員会

監査等委員 藤田 俊介 ㊞

監査等委員 井手 秀博 ㊞

監査等委員 山口 乾 ㊞

(注) 監査等委員 井手 秀博及び山口 乾は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策と位置付け、成長戦略と積極的な営業活動の展開により、安定配当を継続することを基本方針としております。

剰余金の処分につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第43期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金30円 配当総額 70,302,900円

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月23日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、主に新規出店及び店舗改装等の設備投資等に活用し、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 100,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	さか もと ゆう じ 坂本裕二 (1960年11月8日生)	1987年10月 (財)東京タクシー近代化センター（現 公益財団法人東京タクシーセンター）入所 1988年5月 当社入社 1990年4月 総店長就任 1991年6月 取締役総店長就任 1999年6月 専務取締役就任 2000年3月 代表取締役社長就任 2007年6月 代表取締役 社長執行役員 最高経営責任者就任 2011年4月 代表取締役 社長執行役員 営業本部長就任 (現任)	230,463株
<p>【取締役候補者とした理由】 これまでに代表取締役として強いリーダーシップを発揮し会社を牽引してきた実績と自動車用品業界に精通する豊富な知識と経験から、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	まきの ひろあき 牧野博章 (1975年3月27日生)	1997年4月 当社入社 2007年7月 執行役員 営業本部副本部長就任 2011年4月 執行役員 北エリア営業部長就任 2011年6月 取締役 執行役員 北エリア営業部長就任 2020年4月 取締役 執行役員 南エリア営業部長就任 2023年4月 取締役 常務執行役員 営業副本部長就任 (現任)	12,262株
<p>【取締役候補者とした理由】 当社入社以来、長年に亘り営業部門において培った豊富な知識と経験を有しており、事業全般に精通しております。これまでに店舗運営・接客に関する知識を活かし従業員教育の推進に手腕を発揮してきたことから、今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	くさかべ なおき 日下部 直喜 (1966年1月7日生)	1988年4月 (株)オートバックスセブン入社 1998年7月 (株)オートバックス・マネジメントサービス入社 2003年2月 当社入社 2003年6月 取締役 管理部長就任 2005年6月 取締役 管理本部長就任 2007年6月 取締役 執行役員 管理本部長就任 2023年4月 取締役 常務執行役員 管理本部長就任 (現任)	9,262株
<p>【取締役候補者とした理由】 自動車用品業界で培われた経験と幅広い見識を活かし管理部門を管掌し、財務内容の改善・内部統制制度の構築等を推進してまいりました。今後も当社グループの持続的な成長と企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約によって補填することとしております(ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為等の一定の免責事由に該当する場合を除く)。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

当社バッファローグループでは
イタリアンレストランPISOLA
を4店舗運営しております。

「PISOLA」は「リゾート気分本格イタリアン」をコンセプトに郊外のロードサイドを中心に展開するファミリーレストランです。

南国のリゾートホテルやビーチクラブを彷彿とさせる店内は、バリから直接仕入れた資材やインテリアによって忠実にリゾート空間を再現しております。

提供するメニューは「生パスタ、窯焼きピッツァ、リゾット」を中心としたイタリアン。店内で粉から発酵・熟成を行う「窯焼きピッツァ」や提携先の製麺所から仕入れるモチモチの生パスタ、本場同様にパイヨンで煮込む十六穀米ブレンドリゾットなど、手作りにこだわった本格イタリアンをお腹いっぱい楽しめます。

時間無制限の食べ飲み放題やコースなどシーンに合わせてお選びいただけるメニューの数々をご用意して皆さまをお待ちしております。

繁華街に行かなくとも、シーンを問わずに誰とでも、時間を忘れてゆっくりと。

非日常のリゾート空間で本格的なイタリアンがお腹いっぱい楽しめる。

PISOLAが目指す新しいファミリーレストランの形です。



5/15オープン

PISOLA熊谷月見町店

(当社4号店)

今後も
更なる出店を
計画中です。



PISOLA横須賀三春店

2025年2月オープン



PISOLA成田店

2024年9月オープン



PISOLA三郷店

2024年4月オープン



公式サイトにてお店の詳細情報を掲載中！

<https://pisola.jp/>



店舗ネットワーク

(2025年5月末現在)

	東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県	広島県	計
AUTOBACS	3	12				15店舗
PISOLA resort & restaurant		2	1	1		4店舗
焼肉ライク	1	4			1	6店舗



株主総会会場ご案内図

会場

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号

ロイヤルパインズホテル浦和 3階（プラチナルーム）

TEL 048-827-1111



交通

J R 京浜東北線・上野東京ライン・
宇都宮線・高崎線・湘南新宿ライン

J R 浦和駅

西口

徒歩約7分

アトレ北口
(Suica専用改札口)

徒歩約5分



総会当日に会場内でのサポートが必要な株主様は、総会1週間前までにご連絡くださいますようお願い申し上げます。

株式会社バッファロー 管理本部

TEL 048-227-8860 (土日祝を除く10:00~18:30)

